

茨城県報

第 7 0 9 4 号

昭和57年11月22日

月 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●字区域の変更 (2件) (地方課)	1
●生活保護法に基づく医療機関の指定等 (社会福祉課)	2
●身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課)	3
●国民健康保険法に基づく療養取扱機関の申出 (医療福祉課)	3
●保安林指定の解除予定 (2件) (林業課)	4
●新規土地改良事業の審査 (2件) (農地管理課)	5
●新規土地改良事業の認可 (")	6
●土地改良法に基づく換地処分 (2件) (")	6
●道路の区域変更 (道路維持課)	7
●道路の供用開始 (")	7
●土地区画整理組合の解散認可 (都市計画課)	8
●茨城県収入証紙売りさばき人の指定 (出納第一課)	8

公 告

●昭和57年度鉾害復旧工事实施計画案の縦覧 (農地建設課)	8
-------------------------------------	---

告 示

茨城県告示第1568号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 260 条第 1 項の規定に基づき里美村内の字区域の一部を次のとおり変更した旨同村長から届け出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 179 条の規定により昭和57年11月23日から効力を生ずるものである。

昭和57年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字上深荻字前ノ田 810の 5

" 字宮ノ前 811の 1, 813の 1, 814の 1, 815の 1, 816から824まで, 825の 1, 827から830まで, 832, 833, 834の 1から834の 3 まで, 835, 836の 2, 839, 841, 842, 844, 845, 845の 1, 846から850まで, 852, 853

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字上深荻字宮の前に変更

茨城県告示第1569号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき里美村内の字区域の一部を次のとおり変更した旨同村長から届け出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により昭和57年11月23日から効力を生ずるものである。

昭和57年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字小妻字後坂 2045の3, 2046の1, 2047の1, 2051, 2051の1, 2052の1, 2053の1, 2054から2056まで, 2056の1, 2057から2059まで

〃 字反町 2064, 2064の1, 2065, 2065の1, 2066から2068まで, 2077から2079まで

〃 字家ノ前 2099から2104まで, 2108

〃 字笠石平 2167の1, 2168, 2168の1, 2169, 2170の2, 2171

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字小妻字前田に変更

茨城県告示第1570号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定による医療機関について、次のとおり指定及び廃止した。

昭和57年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 指 定

区 分	医療機関 コード	名 称	所 在 地	開 設 者	指 定 年 月 日
医 科	0122440	片 山 医 院	水戸市上水戸1-7-29	片 山 竜 男	57.10.1
歯 科	4430035	川 上 歯科医院	北相馬郡藤代町和田1282	川 上 四 郎	57.11.16
〃	0330585	福 富 歯 科	土浦市千束町10-2	奥 山 亨	〃

2 廃 止

区 分	医療機関 コード	名 称	所 在 地	開 設 者	廃 止 年 月 日
医 科	0120220	石 田 外科医院	水戸市東原2-7-39	石 田 太一郎	57.9.20
〃	0120063	片 山 病 院	〃 上水戸1-7-29	片 山 竜 男	57.9.30
〃	0320721	額 賀 外科病院	土浦市富士崎1-7-25	額 賀 弘	57.7.31

薬 局	0140594	水戸共立 調剤薬局	水戸市平須町1819	茨城保健生協	57.9.30
"	0540090	仲 田 薬 局	石岡市石岡3456—15	柏 木 仁 美	57.9.19

茨城県告示第1571号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項の規定に基づき医師の指定等をした。

昭和57年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 医師の指定

種 目	診療科目	氏 名	勤 務 先	住 所
肢体不自由	内 科	西 川 貴 之	東京医科大学 霞ヶ浦病院	稲敷郡阿見町3920番地
"	"	西 岡 文 彦	友部町国保病院	西茨城郡友部町大田町1566
"	"	大 野 和 彦	大 野 医 院	筑波郡谷田部町島名634
"	神 経 内 科	尾 崎 行 雄	筑波大学 附属病院	新治郡桜村天久保 2 — 1 — 1
"	"	村 本 治	"	"
心臓呼吸器 機能障害	内 科	野見山 浩	下 館 市 民 病 院	下館市大字玉戸1658

茨城県告示第1572号

次の者からの国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第37条第 1 項の規定による療養取扱機関の申出及び同条第 5 項の規定による他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和33年政令第363号）第 1 条第 1 項及び第 2 項の規定により告示する。

昭和57年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

機関番号	申出受理 年 月 日	療養取扱機関名	開 設 者 名	所 在 地	37 条 5 項 受理年月日	申 出 範 囲
0122440	57.10.1	片 山 医 院	片 山 竜 夫	水戸市上水戸 1—7—29	57.10.1	全 国
3720505	"	羽 生 "	羽 生 藤 伍	行方郡麻生町 麻生1118	"	"
4320644	57.11.1	高 梨 "	高 梨 州 弘	猿島郡総和町 大字女沼876	57.11.1	"

0122457	57.11.1	石 田 外科医院	石 田 哲 郎	水戸市東原 2丁目7—39	57.11.1	全 国
0321240	"	松 橋 医 院	松 橋 理	土浦市神立町 4011	"	"
4230120	"	為我井歯科医院	為我井 敏	結城郡八千代町 大字西大山 494—4	"	"
0530242	"	熊 谷 "	熊 谷 友 良	石岡市国府1丁 目2番 3—301号	"	"
0330593	"	下 島 "	下 島 崇	土浦市中央 2丁目16番29号	"	"
4130247	"	明野歯科診療所	橋 本 正 文	真壁郡明野町大 字松原字篠の内	"	"
3930308	"	西 歯科医院	西 邦 彦	新治郡桜村並木 4丁目	"	"
0131470	"	岡 野 "	岡 野 房 子	水戸市吉沢町 1078—2	"	"
4330375	"	諸川歯科診療所	尾 崎 正 克	猿島郡三和町 諸川862	"	"
0540157	57.9.20	仲 田 薬 局	柏 木 仁 美	石岡市国府 1874—3	57.9.20	"
1440167	57.11.1	福 田 "	福 田 功 嗣	高萩市安良川 293—88	57.11.1	"

茨城県告示第1573号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林を解除する予定である旨の通知があつたので、同法第30条の規定により告示する。

昭和57年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 解除を予定している保安林の所在場所

久慈郡里美村徳田字永戸向1744の1

（次の図に示す部分に限る。）

2 指定された目的

水源のかん養

3 解 除 の 理 由

林道用地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び里美村役場に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第1574号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第29条の規定により、次のように保安林を解除する予定である旨の通知があつたので、同法第30条の規定により告示する。

昭和57年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 解除を予定している保安林の所在場所

久慈郡里美村小中宇笹原入2212・2213・2214・2214の1・2216・2217のロ・2218

（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定された目的

水源のかん養

3 解 除 の 理 由

林道用地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び里美村役場に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第1575号

真壁郡大和村大字本木1438木代璋ほか3名から昭和57年7月19日付けで認可申請のあつた立石地区土地改良事業（共同施行）は適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

(ア) 立石地区土地改良事業共同施行規約の写し

(イ) 立石地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間

昭和57年11月24日から

昭和57年12月13日まで

3 縦 覧 の 場 所

大和村役場

茨城県告示第1576号

結城郡石下町大字原宿 1 番地倉田庄一ほか59名から昭和57年 8 月10日付けで認可申請のあつた宮田地区土地改良事業（共同施行）は適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 95条第 3 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

- (ア) 宮田地区土地改良事業共同施行規約の写し
- (イ) 宮田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間

昭和57年11月24日から

昭和57年12月13日まで

3 縦 覧 の 場 所

石下町役場、千代川村役場

茨城県告示第1577号

昭和57年 7 月23日付けで岩崎江堰土地改良区から申請のあつた門部地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 7 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により昭和57年11月15日認可したので、同法第48条第 9 項の規定により公示する。

昭和57年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1578号

昭和57年10月26日付け農管指令第 528 号をもつて認可した笠石地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 において準用する同法第54条第 4 項の規定により公示する。

昭和57年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1579号

昭和57年10月26日付け農管指令第 527 号をもつて認可した宮の前地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 において準用する同法第54条第 4 項の規定により公示する。

昭和57年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1580号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和57年11月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和57年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道 路 の 種 類 県 道
- 2 路 線 名 八郷稲田線
- 3 道 路 の 区 域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡八郷町大字宇治会 字八幡久保 2-135 番地から	旧	メートル 最大 7.00 最小 3.60	メートル 1,591.00	
新治郡八郷町大字大塚字籠ノ町 669 番 1 地先まで		最大 24.00 最小 10.00	1,420.00	
新治郡八郷町大字大塚字池袋 2135 番地先から		最大 7.00 最小 3.60	1,591.00	
新治郡八郷町大字大塚字籠ノ町 669 番 1 地先まで		最大 33.00 最小 11.00	1,420.00	
	新			幅員及び地番訂正

茨城県告示第1581号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和57年11月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和57年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道八郷稲田線
- 2 供用開始の区間

新治郡八郷町大字大塚字池袋941番 1 地先から

新治郡八郷町大字大塚籠ノ町669番 1 地先まで

3 供用開始の期日 昭和57年11月22日

茨城県告示第1582号

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第45条第 4 項の規定に基づき上軍田土地区画整理組合の解散について認可したので告示する。

昭和57年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1583号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第 5 条第 2 項の規定により、次の者を売りさばき人に指定した。

昭和57年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 指定年月日 昭和57年11月15日

2 売りさばき人の住所及び氏名

(1) 新治郡千代田村大字下稲吉3632番地

有限会社 松井建築設計事務所

代表取締役 松 井 恒 雄

(2) 稲敷郡美浦村大谷1624番地の 1

株式会社 関東電気商会

代表取締役 久 田 喜 一

公 告

●昭和57年度鉱害復旧工事実施計画案の縦覧

石炭鉱害事業団常磐支部長から臨時石炭鉱害復旧法（昭和27年法律第 295 号）第56条第 1 項の規定による昭和57年度鉱害復旧工事実施計画の認可の申請があつたので、同法第57条第 1 項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年11月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類の名称

昭和57年度鉱害復旧工事実施計画書

2 縦 覧 の 期 間

昭和57年11月22日から
昭和57年12月11日まで 20日間

3 縦 覧 の 場 所

高萩市役所農林課

~~~~~

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

## 茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1,200 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所